

熱中症対策法

(気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律)の概要

令和5年通常国会において熱中症対策法(気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律)が可決成立。同法を担務する環境大臣政務官として、柳本あきらも答弁に立ち、法案成立に尽力しました。今後、国民の命と健康を守るべく、具体的な熱中症対策の実施に向けて取組みを強化していきます。



大阪3区版広報誌

発行日: 令和5年6月24日
発行元: 柳本顕事務所
場所: 大阪市西成区松1-1-6

大正区 西成区
住之江区 住吉区



熱中症の現状

- 近年、我が国の熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移。熱中症による全国の死亡者数は、自然災害によるそれを大幅に上回る。
熱中症死亡者数の2018～22年の5年移動平均は1295人/年
- 世界各地で極端な高温による健康被害が発生。地球温暖化の進行に伴いこのような現象は増加すると予測される。
2021年6月、北海道宗谷岬よりも高緯度に位置するカナダ西部のブリティッシュ・コロンビア州において、49.6度を記録する熱波が発生した。わずか1週間の間に500人以上が亡くなる事態に。



法改正の主な内容

- 法律に基づき、政府が熱中症対策実行計画を策定(閣議決定)することとした。
- 現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設。
- 市町村長が、冷房設備の設置などの要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定できることとした。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放。
- 市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等(NPO等)を熱中症対策普及団体として指定できることとした。地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者(高齢者等)の熱中症予防行動を徹底。



熱中症対策を所管する
環境大臣政務官として
委員会質疑に対して答弁

熱中症対策実行計画(2023年5月30日)

中期的な目標(2030年)として、熱中症による**死亡者数**が、現状から**半減**することを目指す。

主な取組内容

1 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

熱中症予防強化キャンペーンの実施

シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発

電力需給ひっ迫時等、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ

熱中症警戒情報の発表、救急搬送人員の取りまとめ・公表

2 高齢者、こども等の熱中症弱者のための対策(見守り・声かけ強化、エアコン利用の有効性の周知等)

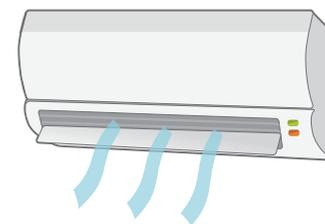
3 管理者がいる場等における熱中症対策(学校、職場、スポーツ、災害発生時、農作業など)

4 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策(指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体の指定)

5 産業界との連携(消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼等)

6 熱中症対策の調査研究の推進

7 熱中症特別警戒情報に関する指針の検討や体制の整備



柳本あきらさん

環境大臣
政務官

ふれあい対話集会では、重点政策についてリアル対話型で語っています

今後のふれあい対話集会 [予定]

いずれも19時~の開催を予定しております。
また、適宜ネット配信をしておりますので、直前のSNS発信にてご確認下さい。

特設ページは
こちらから

8月22日(火) 西成区

西成区民センター 会議室2-1

9月7日(木) 大正区

大正会館(コミュニティセンター)
会議室4・5

10月7日(土) 住之江区

住之江会館 大会議室

11月19日(日) 住吉区

住吉区民センター 集会室4



衆議院議員柳本あきら大阪事務所

■ 住所/〒557-0034 大阪市西成区松1-1-6 ■ 電話/06-4398-6090 ■ FAX/06-4398-6091
E-mail:osakathanks@gmail.com http://www.yanagimotoakira.com



柳本あきら

検索



YouTube

Facebook

Twitter

Instagram

LINE

BLOG



地下鉄四ツ橋線「花園町」駅 下車南へ100m